

東海村議会議長交際費の支出基準

東海村議会議長交際費支出基準（平成15年4月1日決裁）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この基準は、東海村議会議長（以下「議長」という。）が予算の範囲内において支出する東海村議会議長交際費（以下「議長交際費」という。）の適正かつ公正な執行と透明性の確保のため、その支出、公表等に関し必要な事項を定めるものとする。

（支出の範囲等）

第2条 議長交際費の支出は、議長が東海村議会を代表し、議会運営に必要な外部との交際上必要と認める場合において、その相手方や内容が相当であり、金額が社会通念上妥当と認められる範囲内で行うものとする。

2 議長交際費の支出区分、支出内容、支出対象者及び支出額は、別表のとおりとする。

（支出の制限）

第3条 次に掲げる行事は、議長交際費の支出の対象としない。ただし、議長が議会運営上特に重要かつ必要と認めるものは、この限りでない。

- (1) 通知文、案内文、礼状等の書類がない行事
- (2) 村が補助金を交付している行事
- (3) 特定の政治団体又は宗教団体が主催する行事

（公開）

第4条 議長交際費は、東海村情報公開条例（平成11年東海村条例第2号）第6条各号に掲げる情報を除き、次に掲げる事項について公表するものとする。

- (1) 支出月
- (2) 支出区分

(3) 支出件数

(4) 支出金額

2 前項の規定による公表は、毎月初めに前月分について行うものとし、東海村議会ホームページに掲載する方法により行うものとする。

(基準の見直し)

第5条 この基準は、社会状況の変化等を十分考慮した上で、適宜見直しを行うものとする。

附 則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。(全部改正)

附 則

この基準は、平成27年2月1日から施行する。(別紙に弔電を追加)

別表(第2条関係)

支出区分	支出内容	支出対象者	支出額
会費	議会遂行上及び社会通念上、参加することが適当であると認められ、かつ、真摯な意見交換が目的の懇談会、会食等の会費	当該懇談会、会食等の主催者等	当該主催者等から明示された額
弔慰金等	葬儀等における香料及び供花等に係る経費	葬儀等の主催者	別紙 り 弔慰金等支出基準のお
見舞い	病氣、事故等による見舞金（原則1週間以上の入院の場合に限る。）	東海村以外の現職の議長、首長	1万円
慶祝	各種総会、定期（臨時）大会、記念式典、祝賀会、落成式等に対する祝金（飲食等を伴うものを含む。）	村と密接な関係にあり、又は貢献のある個人又は団体	1万円以下
協賛金・賛助金	社会性又は公益性をもった活動、行事等に対する協賛金、賛助金	当該活動、行事等を主催する団体又は個人	社会通念上妥当であると認められる額
その他	上記以外に、村議会政運営上、議長が重要と判断し、かつ、必要と認める経費	—	社会通念上妥当であると認められる額

別紙

弔慰金等支出基準

1 村議会議員

単位：円

区 分	香料	供花等	弔電	備考
現職	20,000	相当額	1,000円程度	
前職・元職本人	10,000		1,000円程度	

2 村4役

区 分	香料	供花等	弔電	備考
現職	10,000	相当額	1,000円程度	
前・元村長	10,000		1,000円程度	
前・元副村長，助役，収入役，教育長本人	5,000		1,000円程度	

3 地元選挙区選出（国会議員・県会議員）・県知事

区 分	香料	供花等	弔電	備考
現職	10,000		1,000円程度	
配偶者	5,000		1,000円程度	
直系血族1親等・直系姻族1親等	5,000		1,000円程度	
前職・元職本人	5,000		1,000円程度	

4 その他の国会議員，県会議員

区 分	香料	供花等	弔電	備考
現職	5,000～10,000		1,000円程度	本村とのかかわりに応じ議長が決定する

6 国県幹部職員，国県関係団体の長・近隣市町村議会議員及び首長

区 分	香料	供花等	弔電	備考
現職	5,000～10,000		1,000円程度	本村とのかかわりに応じ議長が決定する

平成27年2月1日（弔電を追加）